

介護職員等特定処遇改善加算

・各事業所で加算請求を行い、法人全体（居宅介護支援事業所を除く）全ての職員に配布

・分配方法

① 法人内の介護福祉士1名に対し月額8万円支給

② 3つのグループに分け基準

A グループ・・・「経験・技能のある介護職員」

法人の勤続年数5年以上の介護福祉士（正規雇用者）

リーダー職以上の介護福祉士

B グループ・・・「経験・技能のある介護職員」以外

Aグループに属さない介護職員（正規雇用・嘱託）

C グループ・・・介護職以外の職員

事務員・看護師・セラピスト・介護支援専門員・相談員・栄養士・調理師

2020年7月に一時金として一括支給予定